

枕崎市規則第 2 2 号

枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例（平成26年枕崎市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用時間外使用の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、運用時間外使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 救難活動、緊急時等特別の事情により前項の申請書を提出することができないときは、電話その他の方法により申請することができる。

3 前項の規定による申請をした者は、着陸後速やかに第 1 項の申請書を市長に提出しなければならない。

(使用の届出)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、ヘリポート施設使用（使用変更）届書（様式第 2 号）を条例第 4 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。
この場合において、前条第 2 項中「申請書」とあるのは「届書」と、「申請する」とあるのは「届け出る」と、同条第 3 項中「申請をした」とあるのは「届出をした」と、「申請書」とあるのは「届書」と読み替えるものとする。

3 前条第 1 項の申請書の提出があった場合には、当該申請書の提出

をもって第1項の届書の提出があったものとみなす。

（重量制限外使用許可）

第4条 特別の理由により条例第8条ただし書の規定による制限重量を超えるヘリコプターの使用許可を受けようとする者は、重量制限外ヘリポート施設使用許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、枕崎ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の施設の状況、使用頻度等を考慮し、ヘリポートの施設が当該ヘリコプターの安全な離着陸に耐え得ると認められる場合その他ヘリポートの管理上支障がないと認められる場合に限り、前項の許可を行うものとする。

（停留、乗降等の場所）

第5条 条例第10条の市長の定める場所は、ヘリポートにおいてこれを掲示し、又は標示する。

（給油又は排油の場所）

第6条 条例第11条第4号の市長の定める給排油の場所は、ヘリポートにおいてこれを掲示し、又は標示する。

（制限区域内立入許可）

第7条 条例第13条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、制限区域内立入許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可に際して、ヘリポートの管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を得て制限区域に立ち入る者（以下「制限区域内立入者」という。）は、立入りに際しては、市長の指示に従わなければならない。

4 市長は、制限区域内立入者に対して制限区域内立入許可証を交付する。

5 制限区域内立入者は、立入りに際して、制限区域内立入許可証を左胸部又は上腕部に着用し、外部から制限区域内立入者であることが容易に認識できるようにしなければならない。

（制限区域内車両運行の許可等）

第8条 条例第14条第1項ただし書の規定による制限区域内の車両運行の許可を受けようとする者は制限区域内車両運行許可申請書（様式第5号）を、制限区域内の車両運転の許可を受けようとする者は制限区域内車両運転許可申請書（様式第6号）を、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

この場合において、前条第3項中「制限区域に立ち入る者（以下「制限区域内立入者」という。）」とあるのは「制限区域で車両を運行する者（以下「制限区域内車両運行者」という。）又は制限区域で車両を運転する者（以下「制限区域内車両運転者」という。）」と、「立入り」とあるのは「運行又は運転」と読み替えるものとする。

3 市長は、制限区域内車両運行者に対して、許可を受けた車両ごとに制限区域内車両運行許可証及び必要な場合には標識旗を、制限区域内車両運転者に対して、車両運転許可番号を付した制限区域内立入許可証を交付する。

4 制限区域内車両運行者は、制限区域内で許可車両を運行するに際しては、制限区域内車両運行許可証を当該車両に備え付けるとともに、外部から容易に認識できるように当該車両を鮮明な色で塗装し、又は標識旗を当該車両に掲げなければならない。

5 前条第5項の規定は、制限区域内車両運転者に適用する。この場合において、前条第5項中「制限区域内立入者」とあるのは「制限区域内車両運転者」とする。

6 条例第14条第2項の市長が定める場所は、ヘリポートにおいてこれを掲示し、又は標示する。

(爆発物携帯等の許可等)

第9条 条例第15条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第15条第2号に規定する行為について許可を受けようとする場合 爆発物携帯（運搬）許可申請書（様式第7号）

(2) 条例第15条第3号に規定する行為について許可を受けようとする場合 爆発物保管（貯蔵）許可申請書（様式第8号）

(3) 条例第15条第4号に規定する行為について許可を受けようとする場合 裸火使用許可申請書（様式第9号）

2 条例第16条第1項に規定する営業、条例第17条に規定する工作物の設置等又は条例第18条に規定する土地、建物等の使用の許可を受けて、当該営業又は当該設置等若しくは当該使用に係る業務のために条例第15条第2号の規定による携帯又は運搬を行おうとする者は、当該営業、設置等又は使用の許可の申請の際、併せて前項第1号の申請書を提出しなければならない。

(構内営業の許可等)

第10条 条例第16条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる事業を営む者が当該事業に係る営業を行おうとする場合とする。

(1) 航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項又は第123条第1項の許可を受けて行う航空運送事業又は航空機使用事業

(2) 航空法第133条第1項の届出をして行う航空運送代理店業

(3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けて行う一般旅客自動車運送事業

2 条例第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、構内営業許可（変更）申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の許可を受けた者が、当該営業の全部又は一部を他人に譲渡し、貸し渡し、又は委託しようとするときは、構内営業譲渡（貸し渡し・委託）許可申請書（様式第11号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

4 条例第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、構内営業休止（廃止）届書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（工作物の設置等の許可）

第11条 条例第17条の規定による許可を受けようとする者は、工作物設置等許可申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可は、ヘリポートの目的又は用途を妨げない範囲内において、ヘリポートの利用及び保全に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、行うものとする。

（土地、建物等の使用許可）

第12条 条例第18条の規定による許可を受けようとする者又は既に受けた許可の更新許可を受けようとする者は、土地・建物等使用（更新・変更）許可申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けて行う土地、建物等の使用については、条例及びこの規則に定めるもののほか、枕崎市行政財産の使用料徴収条例

（平成２年枕崎市条例第22号）及び枕崎市公有財産管理規則（平成３年枕崎市規則第17号）の定めるところによる。

（同時申請）

第13条 条例第16条第１項、第17条又は第18条の許可を受けていずれかの行為を行おうとする場合において、当該行為についてこれらの規定による複数の許可を必要とするときは、これらの許可の申請は同時に行わなければならない。ただし、同時に行うことができないやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（条件及び期限）

第14条 条例第16条第１項、第17条又は第18条の許可には、ヘリポートの管理上必要な限度において条件を付し、又は期限を定めることができる。

（原状回復等）

第15条 条例第19条の規定による原状回復の義務を負う者（以下「原状回復義務者」という。）は、原状回復後、速やかに市長の検査を受けなければならない。

２ 原状回復義務者が原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、市長がこれを施行する。この場合において、原状回復義務者は、これに要する費用を負担しなければならない。

（使用料の納付の特例）

第16条 条例第23条第２項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、使用料納付特例承認申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第17条 条例第24条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のためにヘリポートを使用するとき。
- (2) 航空交通管制その他行政上の必要から着陸を命ぜられたための着陸及び離陸のとき。
- (3) 離陸後やむを得ない理由のため、他の空港等に着陸することなく再びヘリポートに着陸する場合の着陸のとき。
- (4) やむを得ない事情による不時着及び不時着後最初の離陸のとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(検査)

第18条 条例第26条の検査を行う場合において、市長以外の者が管理している施設又は事業場に立ち入るときは、当該職員は、当該施設又は事業場の管理者の承諾を得なければならない。

2 前項の検査を行う職員は、当該検査に際しては、その身分を示す証明書（様式第17号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、ヘリポートの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年9月18日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

運用時間外使用許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称 (印)

次のとおり運用時間外に枕崎ヘリポートの施設を使用したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第 6 条第 2 項ただし書の規定により許可してください。

1	使用しようとするヘリポート施設		(1) 滑走路 (2) エプロン (3) その他 ()			
2	使用目的		(1) 航空運送事業 (2) 航空機使用事業 (3) 自家用 (4) その他 ()			
3	使用ヘリコプターの型式及び国籍登録 記号		(1) 型式 (2) 国籍登録番号			
4	使用ヘリコプターの 諸元	最大離陸重量	トン			
		全長	メートル			
5	使用日時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
6	飛行経路		空港 ヘリポート	～	空港 ヘリポート	～ ヘリポート
7	運用時間外使用の理由					
8	ヘリポートの施設の点検等の方法					
9	その他					

備考 1 この申請をする者は、ヘリポート施設使用（変更）届書（様式第 2 号）の提出は要しない。

2 2 の(3)又は(4)に該当するときは、9 にその具体的な目的を記入すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第2号（第3条関係）

ヘリポート施設使用（変更）届出書

年 月 日

指定管理者 殿

住所又は所在地

氏名又は名称 ⑩

次のとおり枕崎ヘリポートの施設を使用（使用変更）したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

1	使用しようとするヘリポート施設		(1) 滑走路 (2) エプロン (3) その他 ()				
2	使用目的		(1) 航空運送事業 (2) 航空機使用事業 (3) 自家用 (4) その他 ()				
3	使用ヘリコプターの型式及び国籍登録記号		(1) 型式 (2) 国籍登録記号				
4	使用ヘリコプターの諸元	最大離陸重量	トン				
		全長	メートル				
5	使用日時又は期間		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
6	飛行経路		空港 ヘリポート	～	空港 ヘリポート	～	空港 ヘリポート
7	その他						

備考1 2の(3)又は(4)に該当するときは、7にその具体的な目的を記入すること。
2 定期的な運航のためにヘリポートの施設を使用する場合には、運航計画書その他のヘリポート施設の使用計画を記載した書類を添付して、1月分を一括して届け出ることができる。

※	枕崎ヘリポート管理 事務所記入欄	取扱者	職名	氏名	⑩
---	---------------------	-----	----	----	---

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 3 号（第 4 条関係）

重量制限外ヘリポート使用許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称 ㊟

次のとおり制限重量を超えるヘリコプターにより枕崎ヘリポートの施設を使用したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第 8 条ただし書の規定により許可してください。

1	使用しようとするヘリポート施設		(1) 滑走路 (2) エプロン (3) その他 ()
2	使用ヘリコプターの型式及び国籍登録記号		(1) 型式 (2) 国籍登録記号
3	使用ヘリコプターの最大離陸重量		トン
4	ヘリポート使用時の使用ヘリコプターの重量	離陸重量	トン
		着陸重量	トン
5	使用日時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
6	使用ヘリコプターの運航の具体的な目的		
7	制限重量を超えるヘリコプターを使用しなければならない理由		
8	その他		

備考 この許可を得た者は、速やかに、ヘリポート施設使用（変更）届出書（様式第 2 号）を提出すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第4号（第7条関係）

制限区域内立入許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

次のとおり枕崎ヘリポートの制限区域に立ち入りたいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第13条ただし書の規定により許可してください。

申請番号				
1	氏名			
2	年齢	(満) 歳	(満) 歳	(満) 歳
3	住所			
4	所属			
5	目的			
6	区域	(1) エプロン (2) 離着陸区域	(1) エプロン (2) 離着陸区域	(1) エプロン (2) 離着陸区域
		① 滑走路・ 着陸帯 ② 誘導路	① 滑走路・ 着陸帯 ② 誘導路	① 滑走路・ 着陸帯 ② 誘導路
		(3) その他 ()	(3) その他 ()	(3) その他 ()
7	期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
8	備考			

備考1 立入期間が30日以上の場合は、それぞれ写真（脱帽上半身3.0cm×2.5cm）2葉を添付すること。

2 立入りの時間が限定される場合は、備考欄に日付ごとに立入りの時刻を記入すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号（第8条関係）

制限区域内車両運行許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称 印

次のとおり枕崎ヘリポートの制限区域内で車両を運行の用に供したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第14条第1項ただし書の規定により許可してください。

1	登録番号（又は整理番号）			
2	車両の種類	車名		
		型式		
		年式		
3	所属又は所有者			
4	目的			
5	運行区域	(1) エプロン (2) 離着陸区域	(1) エプロン (2) 離着陸区域	(1) エプロン (2) 離着陸区域
		① 滑走路・着陸帯 ② 誘導路	① 滑走路・着陸帯 ② 誘導路	① 滑走路・着陸帯 ② 誘導路
		(3) その他 ()	(3) その他 ()	(3) その他 ()
6	期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
7	備考			

備考1 添付書類

- (1) 自動車検査証の写し又はこれに準じるもの。
- (2) 特殊な形状の車両又は機材の場合は略図

2 この申請の車両を制限区域内で運行する場合、当該車両を運転しようとする者は、条例第13条ただし書の制限区域内に立ち入る許可及び条例第14条第1項ただし書の車両運転の許可を受ける必要がある。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号（第8条関係）

制限区域内車両運転許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

次のとおり枕崎ヘリポートの制限区域内で車両を運転したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第14条第1項ただし書の規定により許可してください。

立入許可申請 番号				
1	氏名			
2	所属			
3	目的			
4	備考			

備考1 それぞれの自動車運転免許証の写しを添付すること。

- 2 この申請をする者は、同時に、制限区域内立入許可申請書（様式第4号）を提出すること。なお、運転する車両については、条例第14条第1項ただし書の制限区域内で運行する車両の許可を受ける必要がある。

※枕崎ヘリポート管理事務所記入欄

立入許可番号				
車両運転許可番号				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第7号（第9条関係）

爆発物携帯等許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

次のとおり枕崎ヘリポート内において爆発物（危険を伴う可燃物）を携帯（運搬）したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第15条ただし書の規定により許可してください。

1	爆発物又は危険物を伴う可燃物の 名称（種類）及び数量	(1) 名称又は種類 (2) 数量
2	携帯又は運搬しようとする理由	
3	携帯又は運搬しようとする日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
4	携帯又は運搬しようとする場所	
5	携帯又は運搬しようとする方法	
6	その他	

備考1 携帯又は運搬しようとする場所の見取図を添付すること。

2 構内営業、工作物の設置等、土地、建物等の使用許可を受ける必要がある場合は、この申請と同時に当該申請書を提出すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号（第 9 条関係）

爆発物保管等許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称 ㊟

次のとおり枕崎ヘリポート内において指定場所以外で可燃性の液体、ガスその他の物件を保管（貯蔵）したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第15条ただし書の規定により許可してください。

1	可燃性の液体、ガスその他の物件 の名称（種類）及び数量	(1) 名称又は種類 (2) 数量
2	保管又は貯蔵しようとする理由	
3	保管又は貯蔵しようとする日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
4	保管又は貯蔵しようとする場所	
5	保管又は貯蔵しようとする方法	
6	その他	

備考 保管し、又は貯蔵しようとする場所の見取図を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

裸火使用許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

次のとおり枕崎ヘリポート内において裸火を使用したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第15条ただし書の規定により許可してください。

1	裸火を使用しようとする場所	
2	裸火を使用しようとする理由	
3	裸火を使用しようとする日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
4	裸火を使用しようとする方法	
5	その他	

備考 裸火を使用しようとする場所の見取図を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第10号（第10条関係）

構内営業許可（変更）申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

次のとおり枕崎ヘリポート内において営業（既に受けている構内営業の許可の内容を変更）したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第16条第1項の規定により許可してください。

1	営業の種類		(変更前)
2	目的		(変更前)
3	資本金の額		
4	利用する施設		(変更前)
5	営業期間	年 月 日から 年 月 日まで	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで
6	現に行っている営業がある場合は、その営業の概要		
7	その他参考事項		

備考1 不用の文字は消すこと。

2 添付書類（変更の場合は、当該変更に関係するものに限る。）

- (1) 定款又は寄附行為（個人にあっては戸籍抄本）
- (2) 資産若しくは納税に関する証明書又は商業登記簿抄本並びに前年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（個人にあっては資産又は納税に関する証明書）
- (3) 当該営業について、主務官庁の許認可を必要とする場合には、当該営業の許可又は認可を証する書類

3 既に受けている許可の内容を変更する場合には、1、2、4及び5の変更前の欄に許可を受けている事項を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号（第10条関係）

構内営業譲渡等許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

次のとおり許可を受けている構内営業について譲渡等をしたいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例施行規則第10条第3項の規定により許可してください。

1	申請の区分等	区分	範囲
		譲渡・貸し渡し・委託	全部・一部 ()
2	譲渡等しようとする相手方	氏名又は名称 (法人にあっては代表者名)	
		住所又は所在地	
3	譲渡等しようとする営業の種類		
4	目的		
5	許可を受けている営業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6	相手方の資本金の額		
7	相手方が現に行っている営業がある場合は、その営業の概要		
8	その他参考事項		

備考 添付書類

- (1) 相手方の定款又は寄附行為（個人にあっては戸籍抄本）
- (2) 相手方の資産若しくは納税に関する証明書又は商業登記簿抄本並びに前年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（個人にあっては資産又は納税に関する証明書）
- (3) 相手方が当該営業について、主務官庁の許認可を必要とする場合には、当該営業の許可又は認可を証する書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

構内営業休廃止届出書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

次のとおり枕崎ヘリポート内における構内営業を休廃止したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます。

1	申請の区分	休止・廃止		
2	構内営業許可年月日	年 月 日		
3	休廃止の理由			
4	休止の期間	休止期間	年 月 日から	
	又は		年 月 日まで	
	廃止の年月日	廃止期日	年 月 日	
5	その他の参考事項			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

工作物設置等許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

次のとおり枕崎ヘリポート内において工作物の設置等をしたいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第17条の規定により許可してください。

1	申請の区分	工作物の	(1) 設置 (2) 増築 (3) 改築 (4) 用途の変更 (5) 除去
2	設置等しようとする場所		(変更前)
3	申請しようとする工作物の内容（概要）	種類	(変更前)
		構造	(変更前)
		数量	(変更前)
4	目的及び理由		
5	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで
6	工事着工及びしゅん	着工予定年月日	年 月 日から
	工予定日	しゅん工予定年月日	年 月 日まで

備考1 添付図書

- (1) 戸籍抄本又は商業登記簿抄本（設置の場合に限る。）
- (2) 位置図、設計図面、仕様書及び工事明細書
- (3) 申請者の所有でない土地又は建物を使用する場合は、当該土地又は建物を使用する権利を有することを証明する書類

2 既に受けている許可の変更の場合には、2、3及び5の変更前の欄に許可を受けている事項を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第14号（第12条関係）

土地・建物等使用（更新・変更）許可申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

次のとおり枕崎ヘリポート内の枕崎市長が管理する土地、建物等を使用したいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第18条の規定により許可してください。

1	申請の区分等	申請しようとする財産の種類		区分
		土地・建物・その他（ ）		使用・更新・変更
2	使用しようとする財産の表示	名称		(変更前)
		所在		(変更前)
		明細		(変更前)
3	使用目的			(変更前)
4	理由			
5	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
6	変更・更新の場合、現在の使用期限等	許可年月日	使用期限	使用料
		年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	円

備考1 添付図書

- (1) 戸籍抄本又は商業登記簿抄本（使用許可申請の場合に限る。）
- (2) 位置図及び見取図
- (3) 工事を伴う場合は設計図面、仕様書及び工事明細書

2 既に受けている許可の更新・変更の場合には、2及び3の変更前の欄に許可を受けている事項を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

使用料納付特例承認申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称 ㊞

次のとおり使用料の納付の特例に係る承認を受けたいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第22条第2項の規定により申請します。

1	承認を受けようとする使用料の種類及び予定金額	(1) 種類 (2) 予定金額
2	承認を受けようとする理由	
3	承認を受けようとする期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
4	使用料の納付方法	
5	その他	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

使用料減免申請書

年 月 日

枕崎市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称 ㊟

次のとおり使用料の減免を受けたいので、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第23条の規定により申請します。

1	所定の使用料の額	円		
		内訳	着 陸 料	円
			停 留 料	円
			土地使用料	円
			建物使用料	円
2	減免を受けようとする額	円		
		内訳	着 陸 料	円
			停 留 料	円
			土地使用料	円
			建物使用料	円
3	減免を受けた後の使用料の額	円		
		内訳	着 陸 料	円
			停 留 料	円
			土地使用料	円
			建物使用料	円
4	承認を受けようとする理由			
5	その他			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第17号（第18条関係）

（表面）

第 号	
証	票
	職名
	氏名
上記の者は、枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例第25条の規定による検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
枕崎市長	印
9 センチメートル	
6 センチメートル	

（裏面）

枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例抜すい
第25条 市長は、ヘリポートの管理上必要があると認めるときは、第13条ただし書、第14条第1項ただし書、第15条ただし書、第16条第1項、第17条又は第18条の許可を受けた者に対し、報告を求め、又はその職員に、施設若しくは業務の状況について必要な検査をさせることができる。
枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例施行規則抜すい
第18条 条例第25条の規定による検査を行う場合において、市長以外の者が管理している施設又は事業場に立ち入るときは、当該職員は、当該施設又は事業場の管理者の承諾を得なければならない。
2 前項の検査を行う職員は、当該検査に際しては、その身分を示す証明書（様式第17号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。